

朝霞市規則第 33 号

朝霞市家庭的保育事業等の認可に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市家庭的保育事業等の認可に関する規則（平成 27 年朝霞市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

家庭的保育事業等認可通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等の認可については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により下記の事業を認可する。

記

実施事業

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。